

平成 27 年 8 月 28 日

各府省の 24 の業務改革及び内部管理業務の集約化等の取組について

総務省行政管理局

国の行政の業務改革に関する取組方針（平成 26 年 7 月 25 日総務大臣決定（平成 27 年 7 月 24 日改定））Ⅲ 1 及び 2 に基づき、各府省の 24 の業務改革及び内部管理業務の集約化等の取組について取りまとめ、公表する。

1. 24 の業務改革

国・地方 IT 化・BPR 推進チーム「第一次報告書」（平成 27 年 6 月 29 日）に掲げられた 24 の業務についての、業務改革の具体的内容等は別紙 1 のとおり。

2. 内部管理業務の集約化等の取組

各府省における内部管理業務の集約化等の取組内容等は別紙 2 のとおり。

今後の新たな取組については、取組に応じて、以下のような効果指標を基本に、今後具体化を図る。

- ・集約化の対象となる内部管理業務に係る業務処理時間の短縮
- ・共同調達の対象品目数の拡大
- ・電子決裁率の向上
- ・発生源入力の割合の向上
- ・テレビ会議システム等による会議開催数の向上、出張旅費の削減
- ・紙使用量の削減